

平成19年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年3月23日

午前9時35分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (1名)

12番 木田守彦

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司
建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至

都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 議会運営委員長報告について

日程 5. 予算審査特別委員長報告について

追加日程 1. 陳情書の取下げについて

追加日程 2. 発議第 1号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程 3. 発議第 2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

追加日程 4. 発議第 3号 斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則について

追加日程 5. 発議第 4号 斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱について

追加日程 6. 発議第 5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時35分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。なお、木田議員から欠席の通告を受けています。

木田議員が署名議員となっていますので、本日の署名議員に、14番、里川議員を追加指名いたします。

よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月15日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第16号 平成18年度斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、理事者の説明を受けた後、委員より、昨年、指定管理者の指定として提案され、当初の4年の計画が1年の指定期間となる中で、施設の管理運営の改善について審査委員会の委員長としてどのように認識しているのかとの指摘があり、理事者より、この1年間の指定管理の経過を見る中で、システムの充実強化を図っていかなければならない。また、施設整備の中でも、大きな成果がないものの、一つ一つクリアしていく中で成果が出てくるのではないかと判断をしている。

続いて、委員より、財政援助団体等の監査で、観光協会については、伝統的事業を通り一遍に処理しているにすぎない面が多く、各種事業はマンネリ化し全体的に低調に推移している等の指摘がある中で、指定の期間を3年とする理由について理解が出来ない。

どのような判断で3年の期間としたのか、再度1年の期間とすべきではないかとの意見があり、理事者より、監査委員から、「通り一遍な観光協会は運営をしている」との指摘を深く受け止めていかなければならない。これから観光協会を法人化をしていくということも一つの方法とし、中身の充実に伴い住民に期待出来る観光として充実感があることも必要であり、より意欲を出してもらおうということから3年の期間が望ましいとの判断をした。

また、一方の委員からは、平成18年4月1日に制度が導入され、この1年間の中で努力されてきた経過報告を受け、審査委員会の委員長も慎重にチェックを重ねているとのことで、指定の期間を3年とする議案どおりの意見がありました。

質疑を終結し、取りまとめのため暫時休憩。

再開後、委員より、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての一部修正についての修正案の提出があり、お諮りしたところ、異議ありとのことで、討論を行いました。

初めに、修正案を可決することに反対の委員の意見を求めたところ、委員より、平成18年4月1日から1年間の指定を受け、管理運営をし、現在のところバス、自動車利用者について増加している。再度指定管理制度で最大の努力をしてもらい、指定期間を3年とすることにより運営管理が期待出来ると思う。よって、修正案を可決することに反対するとの意見がありました。

次に、修正案に賛成の委員の意見を求めたところ、委員より、議案第16号につきましては、議会の本会議等で総括質疑、同僚議員が意見を述べておられます。それらのことを総括して意見を申し上げます。観光協会に指定管理者として契約することについては、異存はありません。ただ、問題なくとか、3年にすれば運営管理がスムーズにいくだろうという意見に対しては全く理解が出来ない。斑鳩町議会のチェック機関として、ぜひともこの指定期間を1年に改めたいと思います。よって、修正案を可決することに賛成するとの意見がありました。

修正案は賛否両論であり、採決を行うこととし、修正案を可決することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手少数であり、修正案は否決されました。

次に、議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いしたところ、賛成多数であり、よって議案第16号は、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第１７号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題とし、理事者の説明を受けた後、委員より、議案第１６号と同じく修正案の提出についての要望があり、修正案についてお諮りしたところ、異議ありとのことで、討論を行いました。

初めに、修正案を可決することに反対の委員の意見を求めたところ、委員より、議案第１６号で意見を申し上げたとおり、同じ意見でこの修正案に反対との意見がありました。

次に、修正案に賛成の委員の意見を求めたところ、委員より、議案第１６号で意見を申し上げたとおり、同じ意見でこの修正案に賛成との意見がありました。

修正案は賛否両論であり、採決を行うこととし、修正案を可決することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手少数であり、修正案は否決されました。

次に、議案第１７号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いしたところ、賛成多数であり、議案第１７号は、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります（１）公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より報告を求めたところ、現在発注している公共下水道工事の進捗状況について、龍田北污水幹線２工区については、平成１９年３月１２日に完了しました。

次に、面積整備については、五百井１丁目地内、第１４工区－１工事、進捗率９５％、五百井１丁目から法隆寺南１丁目地内までの第１４工区－２工事、進捗率９０％、五百井１丁目・興留４丁目地内、第１４工区－３工事、進捗率９０％、法隆寺１丁目地内、第２４工区－１工事、進捗率９０％で、興留１丁目地内、第２４工区－２工事、進捗率９０％で、各工事すべて年内に完了出来るよう順調に作業が進められている。

また、龍田西污水幹線と神南污水幹線については、現在、埋設物管理者と関係機関との協議を進めており、進捗率５％となっている。

次に、公共下水道接続申請状況は、平成１９年３月５日現在で、確認申請受付件数が１，２４５件、検査済み件数が１，１９７件、また融資あっせん利用件数が２１件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が１２件となっている。委員より、公共下水道に関する陳情の動きについての住民の不信とその対処について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされている。

公共下水道事業に関することについては、委員会として説明を受け了承することとい

たしました。

次に、継続審査案件となっております（２）陳情第１号 神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その１）、（３）陳情第２号 神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その２）を一括議題とし、前回委員会以降の状況等について理事者より報告を求めました。

その内容は、紅葉ヶ丘自治会より町に提出されていた要望書が、平成１９年３月１４日付で事業者の変更を理由として取り下げ願の提出があり、当日付で受理しました。また、笠町自治会については、自治会長に確認したところ、今月末に役員の改選が予定されており、新旧の役員会において今後の方針を決定するとのことでもあります。

本件について、紅葉ヶ丘自治会から陳情書の取り下げ願が出され受理したとの議長からの報告書の提出があり、委員会としても審議も出来ませんので、陳情第１号に係る陳情書についての委員会審議は中止とさせていただきます。なお、同様に提出された笠町自治会からの陳情書は、現在のところ取り下げ等についてはなされておりましたが、状況報告のとおり報告を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項について。

（１）議案第４号 平成１８年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて担当課より説明があり、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり了承すべきものと決しました。

次に、（２）斑鳩町町営住宅入居者募集について担当課長より説明を受けましたところ、この件について質疑はありませんでした。

続いて、（３）道路整備５カ年計画進捗状況について担当課長より説明を受けた後、委員より、特に平成１６年からの進捗状況と道路の幅員構成について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされている。

次に、理事者の方より、県事業の進捗状況について報告がありました。

その内容は、１つ目、三代川の改修計画について、２つ目、富雄川の改修計画について、３つ目、御幸大橋南詰め交差点における右折レーン設置に伴う橋りょう拡幅工事について、４つ目、県道天理斑鳩線の拡幅改良事業について、５つ目、国道１６８号線交差点改良の完了について報告がありました。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議

録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、会期中、3月16日に開催いたしました厚生常任委員会の審査等の概要についてご報告をさせていただきます。

三木議員の辞職に伴い委員長が欠員であることから、副委員長名での会議招集をしておりました。全委員出席のもと、まず初めに委員長、副委員長の互選をし、委員長に私里川と、副委員長に浅井委員を互選し、会議を再開いたしました。

まず、本会議より付託を受けている議案の審査を行いました。

1つとして、議案第3号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、理事者より、奈良県の助成対象が、医療全般を小学校就学前まで拡大されることを受けて、平成19年8月以降、これを適用するための条例改正というものでした。

委員より、拡大されるのはありがたいことだが、少子化対策の一環と考えてよいのかという問いに対して、町長より、各市町村によって取り組みに差があり、町村会や町村議長会としても県に対して県が主体的に助成の拡大をするよう求めてきた結果で、さらに小学生まで拡大していけたらベターだと考えていると答弁されました。また、県は所得制限を設けているが、町は撤廃していることと、今回拡大されたことによる町の支出はどの程度になるかという問いに対し、これまでの事業ベースに上乘せをして、歳出トータルで900万円の増額で、歳入では420万円の増額となることから、町の新たな持ち出しは480万円と見込んでいると答弁されています。また、転入者には速やかにこの医療証の発行を行うよう要望がありました。

議案第3号についてお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決をしております。

2点目として、議案第5号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、理事者より、歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、総額を31億6,441万7,000円とし、主な内容については、高額療養費共同事業負担金の確定により、国庫負担金並びに県負担金がそれぞれ415万7,000円の減額が行われるもの。また、他会計繰入金での変動があったこと。医療制度の改正に伴う後期高齢者医療対応等電算システム改修事業に係る1,627万5,000円のうち、

後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金の国庫補助250万円が、国会で18年度補正予算で可決されていることから、町としても今議会で補正を組ませていただくと共に、年度内での創設は無理があり、1,627万5,000円を繰越明許をお願いするものであるとの説明がされました。

委員からの、この250万円の補助金は、各市町村一律に出されるのかという質疑に対し、人口規模で分かれており、被保険者2万人未満の市町村には一律250万円となっている。システム改修の一つとして、65歳以上の方の国保税を年金から天引きするということが、詳しく説明を求めたい。これに対し、まず国民健康保険税では、これまでの医療分と介護分にプラスして支援分というのが加わる。後期高齢者の医療の給付の財源として、各医療保険者から、支援金を拠出する制度で、現行の老人保健事業に拠出金として出しているのと同じような考えで、支援金分は74歳以下の被保険者の国保税の算定に支援分として加わり、65歳以上のみの世帯で、公的年金を年間18万円以上受けておられる方については、年金からの天引きが平成20年4月から始まると説明されました。続いて、支援分はどのように算定されるのかという問いに対し、介護分は第2号被保険者から徴収しているが、支援分はそういうことではないので、全世帯に医療分を算定するのと同じ方式になると考えているが、まだ詳細については明らかになっていないとのことでした。

議案第5号についてお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決をいたしました。

3点目といたしまして、議案第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、理事者より、歳入歳出それぞれ413万2,000円を追加し、予算総額を13億7,976万8,000円とする。主な点については、介護保険給付費準備基金の積立金の増額と後期高齢者医療対応等電算システム改修事業として409万5,000円を計上し、これも年度内にシステム改修は出来ないので、繰越明許をお願いするものだという説明がされました。また、この内訳については、国庫補助金115万円と、残りを一般会計から繰り入れるというものでした。

委員より、システム改修の委託料と補助金の関係について、人口が少なくても一定の委託料が必要になるだろうが、補助金が少なければ、小さい町村ほど財政が圧迫されるのではないかと。委託料に多少の差があっても、大差はないだろうと考える。国は人口を換算して補助金を出している。小さい町村では、補助金は少なくなると説明がされました。

この議案第7号についても、お諮りをしたところ、原案どおり満場一致で可決させていただきます。

次に、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者の方から説明を受けております。12月22日に事業認定をいただき、奈良県公報で告示をされておる。建設用地については、北側を18年度で買収予定のところ、契約は終えている。入札は分離発注として、それぞれ2月13日に説明をし、26日に入札をした。3社との仮契約をしたが、本体工事の会社の不祥事により、すべての仮契約を解除したもので、新たに業者選定をして改めて入札を行っていくこととしている。これについては、6月議会での議決となりますことをご理解いただきたいという説明がございました。

委員より、地元水利組合との水路移転の問題が解決していないのではないかという問いに対し、地元との協議の中で、敷地内に水路があることで井戸の掘削を要望されているが、町は南側へ移転するよう交渉している。また、19年度中に完成する予定だったが、着工がおくれたら工期はどうなるか。また、補助金への影響はないかという質疑に対し、工期は360日ですので、20年の5月か6月の完成となり、補助等は繰り越し措置がとれると答えられました。

継続審査案件については、報告を受け、了承して終わりましたが、議会が改選となることから、改選後改めて議題とするようお願いをしております。

次に、各課報告事項につきましては、1つとして、議案第4号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、福祉課所管では、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修の費用が発生することにより、介護保険事業特別会計への繰出金の増額、福祉基金への寄附の受け入れ、障害福祉費において、身体障害者養護施設、知的障害者更生施設への入所者の変動により扶助費の減額が生じている。また、健康推進課所管では、後期高齢者医療制度創設の市町村事務のシステム構築に係る費用と国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金について説明があり、入所者の変動の内容について質疑があり、説明がなされています。

2つ目として、斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会の廃止について。これにつきましては、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例の別表から削除する議案が出されています。実施設計がされて入札の段階となっていることから、整備計画についてを策定する事務としては、初期の目的が達成されたものとして、平成19年3月31日をもって廃止をし、運営要綱も同様に廃止するというものでした。これにつきまし

ては、特に質疑はございませんでした。

3つ目として、斑鳩町立保育所の保育料についてですが、平成19年度の保育料は据え置きとしているが、まず、所得税の階層区分によりこれまで保育料の設定をしておりますが、定率減税廃止に伴い、所得税額を変更することによって、保育料が高騰せず、現行と変わらないように措置されるものであることと、また多子世帯の取り扱いについては、条件緩和がなされ、2人目以降の保育料の軽減を拡大するもので、これらの改正時期は3月下旬となることから、平成19年度より適応させるためには専決処分となることもあわせてご理解いただきという説明を受け、特段の質疑がなく終わりました。

4点目としては、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてです。平成19年1月30日付で知事に設立許可申請を行い、3月10日に設立許可がおりたことから、同日付で39市町村による広域連合が設立され、連合長の選挙があり、初代連合長に奈良市の藤原市長が選出された。広域連合の事務所は、橿原市にある奈良県市町村会館の7階に置くと説明がありました。

以上、各課の報告を受け、すべて了承して終わりました。

次に、その他として委員より質疑をお受けしたところ、し尿処理場鳩水園の管理について、18年度に委託している業者から辞退届が出ていると聞いているが、19年度の業者についての入札方法、参加資格について質疑があり、入札は本日3月16日に5社による指名競争入札を行い、資格については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第17条に技術管理者の規定が設けられており、技術士の資格に、化学部門、水道部門、衛生工学部門に係る第2次試験に合格したもので、1年以上の経験がある者を有するとなっていますと答弁され、また、5つの業者は、県内、県外、町内などどんな内訳かという質疑に対し、県内2社、県外3社、町内では資格を有する業者はないと答弁されています。これまで随契と聞いていたが、19年度は急遽入札をして、今後20年度以降はどのようにしていくのかという質疑に対し、こういう管理運営は、熟知し、なれた方にやっていただく方がいいのではないかとということもあり、20年度については随契も視野に入れて考えたいと答弁をされています。鳩水園の管理にどれぐらいの職員が従事しているのかという問いに対しても、総括責任者1名、主任1名、作業員2名の計4名で従事していただいていると答弁されております。

以上が、当委員会の審査の結果概要です。さらに詳細なものにつきましては、会議録をまとめますので、ご覧いただければ幸いですと考えております。

閉会中に委員会を開催することが出来ませんでしたので、委員長報告少し長くなりましたけれども、皆さんご清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口 徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、3月19日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

まず初めに、史跡藤ノ木古墳の整備工事現場を視察のため、会議を休憩して現地調査を行い、現地にて本年度工事分の説明を受けました。

帰庁後、会議を再開し、付託議案であります（1）議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、本案は満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第4号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より、職員退職手当組合負担金についての質疑があり、答弁されております。本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（3）議案第15号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より、今回、新たな資料を見て、わかりづらい面もあるが、ある程度理解出来る。また、相対的に支出については努力されているが、財政面だけではなく、職員の資質の向上、法人としての体制の整備を進めていただきたい。なぜ1年にしたのか、1年にした理由を十分に理解しているのか、それらをどう把握しているのか、またそれをわからせるための努力についてどういうふうに行っているのか。実績として資料をいただいたが、これも金銭面だけで、指定管理者制度にすることによって硬直した今日の状況をどう打破していくのか明示されていない。3年にするというのが悪いとは思わないが、3年にする理由が見つからない。

以上のような質疑を経て、当委員会として、指定期間を3年にするに当たっては、1年にした経緯を含んで指定管理者としての総括を6月議会において報告を求めるということを申し添えて、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する
ことについてであります。安田家古文書の整理状況について、現在までに目録調書に記
載された古文書が2,705点あり、最終的には5,000点を超えるものと考えられ
ます。安田家の当主が法隆寺村の庄屋を勤め、また幕府領の総代庄屋を勤めていた関係
で、これに関する文書が多く存在しております。また、宮大工関係や法隆寺に関する興
味深い文書も見られておりますという報告があり、委員より、予算書の中の安田家文書
調査委員会委員というのは正しくないのではないかという質疑があり、理事者より、調
査員のことなので、しかるべき訂正を行いたいとの答弁がありました。

以上、継続審査案件は、報告を受け審査を終えました。

続いて、各課報告事項であります。

(1) 損害賠償事件について。平成16年6月13日付で、原告西谷剛周が、峨瀬自
治会集会所建設に伴う土地の無償譲渡及び補助金の交付したことを違法として、斑鳩町
長小城利重を被告とする住民訴訟を起こされたもので、14回の公判を経て平成19年
2月28日に判決があり、町の全面勝訴でありました。しかし、原告西谷剛周はこの判
決を不服として、平成19年3月13日に控訴したとの報告がありました。委員より、
関係する自治会員には連絡したのかという質疑がございました。

次に、(2) 平成19年度税制改正について。町税関係の主な改正は、個人住民税で
は、居住用財産の買い替えの場合の譲渡損失の繰り越し控除制度と特定居住用財産の譲
渡損失の繰り越し控除制度の適用期限を平成21年12月31日までの3年間延長する
ものであります。また、固定資産税では、バリアフリー改修促進税制が創設されます。
これらについては、4月1日が施行日となっておりますが、地方税法の一部改正をする法
律案が、現在、参議院で審議されているところであり、3月末には可決、公布されるこ
とが見込まれることから、可決、公布されましたら、町税条例の一部を改正する条例及
び都市計画税条例の一部を改正する条例について、3月31日をもって専決処分をした
いと考えていますとの報告があり、委員より、わかりづらい点も多いと思うので、問い
合わせ等への対応をよろしくお願ひしたいとの意見がありました。

次に、(3)、斑鳩町公共物等有料広告掲載取り扱い要綱について。全国的に自治体
の広報紙や各種印刷物などを活用し、地元企業に対する広報の機会と場を提供するなど、
様々な取り組みが行われており、斑鳩町においても、町の新たな財政収入を確保し、町
民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、当要綱を制定するものであります

との報告があり、委員より、どの程度の収入見込みを立てているのか、この要綱の公布の日について、公告の開始時期について、また町の構築物とはどういうものを想定されているのか等の質疑がありました。

次に、（４）、防災倉庫及び旧第２分団車庫の無償貸し付けについて。防災倉庫、これは旧第１分団詰所、及び旧第２分団車庫、これは旧第２分団詰所で、これの地元への減額譲渡につきましては、昨年の１２月議会におきまして、旧第１分団詰所はもとの所有者である龍田神社へ譲渡するとしてきましたが、これについては、政教分離に抵触する恐れがあり、その譲渡については少し整理する時間をいただきたいと言ってきました。しかし、太鼓台の収納場所として地元から要望が引き続きありますことから、それぞれ今使っている地元は無償で貸し付けすることといたしたく、また貸し付け期間を５年とするものであります。また、これらについては、現在行政財産であります但普通財産に変更して、旧第１分団詰所は太鼓台に関連する自治会と、旧第２分団詰所は三町自治会と、建物について自治会倉庫として無償で貸し付ける使用貸借契約を締結しようとするものであります。契約の時期については、４月中ごろを予定しており、維持管理はそれぞれの自治会にお願いしたいと考えていますとの報告があり、委員より、将来の所有権についての質疑がございました。

次に、（５）正午の時報について。正午のサイレン吹鳴にかわる時報について、各小学校に設置してある放送設備を利用することを検討し、正午に実際に鳴らして、それが与える影響等を調査したところであります。その中において、正午には各小学校ではまだ授業中であることから、全く支障がないとは言えず、役場庁舎で設置することといたしました。時期的には、住民の方々への周知を行いながら、平成１９年度のなるべく早い時期に設置したいと考えていますとの報告があり、委員より、毎日作動させるのか、またそれはチャイムなのか、サイレンの点検について等質疑、意見があり、それぞれ答弁されております。

また、その他理事者側からの報告として、町制６０周年で、名前等は広報等には控えてほしいということで、東洋シール工業さんよりｉセンターへピアノを寄贈ということで１００万円をいただき、３月３１日までに購入したいと考えているとの報告があり、委員より、現在あるピアノはどうするのかという質疑がございました。

以上、各課報告事項については、報告を受け了承したということで終わりました。

最後に、その他について、委員より、臨時職員の賃金について、１０％カットの根拠

はどこから出てきたものなのか、職員の士気にかかわるのではないか、最賃制は確保するのか、ボーナスも大幅にカットされるということについて、10%カットするとどのくらい効果があるのか等質疑、意見があり、それぞれ答弁されております。

以上が、総務常任委員会における審査の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ご一読いただければと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。7番、小野委員長。

○議会運営委員長（小野隆雄君） それでは、開会中の3月20日に開催いたしました議会運営委員会で審議いたしました内容のうち、本定例会初日に本会議から付託を受けました議案第1号の審議内容についてご報告申し上げます。

先ほどの全協でも少し申し上げましたが、開会予定時刻の2時間ほど前に浦野委員から、「医師からインフルエンザと診断され、皆さんに感染されてもいけませんので委員会を欠席する」との連絡が、事務局と私の携帯電話にありました。ちょうど私は、議会事務局で事務局長と最終打ち合わせ等委員会開会の準備をしており、さらにもう1名の欠席者があれば会議開催要件の定足数に満たなくなるので、少し懸念していました。定刻には4名の委員が出席され、開会いたすことが出来ました。

議案第1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、担当課長から、今までの経緯等を含め、特に提案までの過程を詳細に説明を受け、質疑、ご意見をお受けいたしました。

委員から、指摘したことのみに答弁している、議会の指摘により初めて検討している、法や実例の解釈の仕方に問題がある、あいまいな分析で取り扱いが混乱している、近視眼的な見方で、条例そのものの整理が必要では、法令審査会の活性化やその位置づけ等多岐にわたり質疑、意見が出され、一定の答弁がありました。その内容につきましては、会議録に整理させていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

質疑を終結し、議案第1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決すべきものと決することをお諮りしたところ、異議なく、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもって、当委員会が本会議から付託を受けました議案の審議概要と結果のご報告であります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。9番、浦野委員長。

○予算審査特別委員長（浦野圭司君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

3月9日、13日、14日の3日間にわたり、全委員出席のもと予算審査特別委員会を開催し、本会議から付託を受けました平成19年度斑鳩町一般会計予算並びに特別会計予算、水道事業会計予算など7議案の審査を行いましたので、審査の概要と結果についてご報告いたします。

まず、審査方法について確認し進めていくことといたしました。

最初に、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算について、理事者より、予算総額は対前年度7億円増の93億円で、財政が極めて厳しい状況にある中、（仮称）総合福祉会館の建設やJR法隆寺駅周辺整備事業等重要課題への取り組みをはじめ、教育・生活環境の向上など今日的課題の克服に向けて予算を計上したとの総括説明と、歳入全般についての説明がありました。

委員より、税源移譲の経過措置の中での増額について、地方交付税が減らされてきている中での交付税算入について、雑入のワークプラザの内容について等の質疑があり、それぞれ答弁がされています。

次に、歳出について各款ごとに説明を求め審査を行うことといたしました。

まず、第1款議会費について、委員より、複数常任委員会制をしくことによる委員数増しでの視察研修予算について質疑があり、特別委員会は設置しないので、都市基盤整備特別委員会の視察予算計上分で充当出来るとの答弁がありました。

次に、第2款総務費について、委員より、臨時職員の賃金については1割削減されたが、よい人材確保には賃金はもっと考慮すべきである等の質疑があり、理事者より、周辺地域と比較の上賃金設定をした。よい人材確保には、必ずしも賃金設定で決まるものでもないとの答弁がありました。

その他、職員駐車場の土地借上料について、庁舎内の給茶機のメンテナンスについて、職員採用決定後の辞退について、自治会長等文書配送業務委託料について、指名願データ入力業務委託料について、住基ネットについて、公共施設光ファイバー構築業務委託について、コミュニティバスの広告について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第3款民生費について、委員より、たつた保育園での朝夕の子どもの送迎時に車が混雑し危険である。対策として、車の退避場所の確保は検討しているのかとの質疑

に、退避場所を民間から借地するよう検討しているとの答弁がありました。

その他、ふれあい交流センターの給茶機保守点検業務について、陽だまりの家について、シルバー人材センターの事務所移転について、福祉医療のシステム変更事務委託料について、人権対策費の特定団体への研修について、障害者相談支援業務について、紙おむつ事業について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第4款衛生費について、委員より、火葬場周辺対策の補償内容と補償期間についての質疑があり、理事者より、農道、排水路等の改良等で補償事業がすべて完了するまでとの答弁がありました。また、県のごみ処理計画構想は進んでいるのかとのことに対し、具体的には進んでいない。焼却場は2015年に最終時期を迎える。町内でこれにかわる移設場所を求めても賛同は得られない。関係自治会にこうした事情を説明していかねばならないとの答弁がありました。

その他、ペットの火葬について、ごみ収納ボックスについて、狂犬病予防と犬のふん処理の啓発について、総合福祉会館が建設されていく中で理学療法士の配置について、愛と輝き夢フェスタについて、新型インフルエンザ対策のタミフルについて、衛生処理場周辺対策について、焼却灰の搬出について、マタニティキーホルダーの配布について、基本健康審査について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第5款農林水産業費について、委員より、岡の原建築物について、土地改良事業費の工事費について、水・環境保全向上対策活動支援事業の内容について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第6款商工費について、委員より、指定管理者としての観光協会のあり方についての質疑があり、平成20年を目途に法人化をしていきたい。施設利用と観光、商工との連携等十分に考えていきたい。また、JR法隆寺駅の観光案内所の活用もしていくとの答弁がありました。

その他、シルバー人材センターの事務所移転地での朝市をされているが、地産地消との関係について、商工会補助金について、観月祭の小中学生の入場について、iセンターの管理について、ビジット・ジャパンの取り組み成果について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第7款土木費について、委員より、JR法隆寺駅自由通路の管理についての質疑があり、エレベーター、エスカレーター等の機械類はメンテナンス会社に委託し、その他の管理は民間に委託していくとの答弁がありました。

その他、登記業務量が大きいのが、有資格者の職員を採用することでの対応はどうか、旧吉忠南側の宅地開発の排水が心配されているが現状はどうか、町営住宅興留東団地の修繕の規模は、駅北口車道から県道までの舗装について、木造住宅耐震診断募集と応募の県補助について、大和川緑地の草刈り機搬入等の啓発について、竜田川公園のトイレ等についての質疑があり、答弁がされています。

次に、第8款消防費について、委員より、地区別防災訓練の場所について質疑があり、3地区を予定しているが、場所は未定である。西和消防組合負担金の減が大きく、構成町全体ではもっと大きくなるがとの質疑に対し、節減対策と財政調整基金積み立て等を見送ったことによるものである等の答弁がありました。その他、下司田池の樋が壊れて水が出せない状態であるが、改修費は防火池としてどうなるのか等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第9款教育費について、委員より、国が行う全国学力テストは、個人情報保護について守られているのかとの質疑があり、個人情報保護は保護されるものであり、当町はこのテスト結果は公表しないものであるとの答弁がされました。

その他、総合学習補助金について、栄養職員の配置について、中学校用務員業務委託料について、県2分の1補助の「なかま」について「心のノート」等と同様の取り扱いについて、要保護・準要保護補助について、文化財保存費の発掘調査の臨時職員賃金と県最低賃金制との関係等待遇と官学連携について、地域教育力再生事業について、いじめ、不登校対策について、南中学校サブグラウンド改修について、新規格椅子・机購入について、町民体育大会開催の説明会について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑を受けましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、理事者から、予算総額は歳入歳出それぞれ29億8,320万円で、対前年度比2億3,230万円増となっている。国民健康保険財政を取り巻く環境は、年々厳しいものとなってきているが、団塊の世代の退職など今後の加入者の増加が見込まれ、国民皆保険制度を支える社会基盤としての役割は重要との説明がありました。委員より、出産育児一時金の委任払いについて、税の不納欠損処理件数について、滞納者所得水準について、物納について、介護納付金について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、

理事者から、予算総額は歳入歳出それぞれ19億8,700万円で、対前年度比1億8,365万円の減となるとの説明がありました。委員より、医療給付費は前年度より低くなっているが、予算計上について、後期高齢者医療制度でこの会計はどうなるのか等について質疑があり、答弁がされています。

次に、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、理事者から、予算総額は歳入歳出それぞれ464万8,000円で、対前年度比82万7,000円の減となるとの説明があり、委員より、下司田池について今後どうするのかについて、水利権があるということだが、樋が壊れて水が流れ出る状態かどうか等について、水利権を放すことも話をしてはどうか等の質疑があり、答弁がされています。

次に、議案第12号 斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、理事者から、予算総額は歳入歳出それぞれ18億3,800万円で、対前年度比2,590万円の増となっている。事業は、順調に接続件数が増加し、さらに拡大に努めていくとの説明がありました。委員より、住民に不安を与えるようなビラがまかされているが、下水道事業に十分理解を得られるよう住民周知を徹底してほしい、幹線で公共ますがまだついていないところについて、高齢者だけの家では工事業者訪問に不安があるが、対応について等の質疑があり、答弁がされています。

次に、議案第13号 斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、理事者から、予算総額は歳入歳出それぞれ14億1,290万円で、対前年度比4,430万円の増となっている。前年度に引き続き予防重視型の介護を心がけるとの説明がありました。委員より、地域包括支援センターの運営の人員について、要支援1、2が増になっているが介護認定について、特例サービスは全く使われていないことについて等の質疑があり、答弁がされています。

次に、議案第14号 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、理事者から、収益的収入及び支出については、水道事業収益で7億9,449万円で、対前年度比1,833万9,000円の減となる。これは、水道使用量が年々減少傾向にあることが原因であるとの説明がありました。委員より、有収率が非常に優秀であることの原因について等の質疑があり、漏水調査を毎年続けてきた結果であるとの答弁がされました。

7議案についての審査が終了し、取りまとめの休憩の後、各議案について表決を行い

ました。

初めに、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算については賛否の討論を必要とするとの申し出があり、討論を行いました。

まず、可決に反対の意見として、指定管理者との委託契約3件について、期間を3年とされているが、観光協会などについても監査委員の指摘が多い。この1年間でも、指定管理者として認識を持ち、改善の方向ができてきたのか。法人格を取るという意向を示されたが、引き続き慎重にチェックしていきたいと考えており、議会と行政にギャップがある。

町営自転車駐輪場使用料が運営費を大きく上回っているという状況にあっても、委託料を大きく減としている。時間単価を引き下げるということをされたが、障害者自立支援法という大変な法律が出来、障害者の方々の自立を促していくということでやりがいを持って仕事をしていただけるということについては、時間単価を下げることには問題がある。

勤務評定対応給与システム導入業務委託料については、公正な客観性が担保出来なければ執行すべきではない。

JR法隆寺駅周辺整備と総合福祉会館などの事業は、厳しい中にあっても、これから進めていくという事業については、町民皆さんに出来るだけ広く積極的に周知し、理解をいただける態勢をとっていただきたい。

後期高齢者医療制度の立ち上げの費用もあるが、基本的に県下全市町村による広域連合など構造的に間違っている。

住民基本台帳ネットワークシステム関連について、立ち上げから毎年多額の費用がかかり、19年度も610万3,000円の費用で36枚の発行見込み。1枚16万9,528円という経費はもったいなくて仕方がない。パゴちゃんカードとの2本立てというのはいかがなものか。

助役を副町長にするだけで41万円もかかるのは、私たちの生活レベルからは想像がつかない。国が変える様々な制度については、システム変更にも多額の費用がかかる上に、町の持ち出しばかり増えている。国政レベルでもまだまだむだ遣いと思われるものがたくさんある中で、こんなことが何年も続けられて、なぜもっと反発をしないのか。もっとシステム変更などに責任を持ってもらえないのが疑問である。

教育図書「なかま」については、特定の団体が発行する図書。しかも、ほかにも「道

徳」、小中一貫教育の中での副読本等と、十分精査して使う冊数等どれも同じように扱うべきだ。

全国一斉学力テストを民間へ委託。個人情報保護条例の第7条、第8条を尊重し、本人や保護者に事前の説明があつてしかるべきだ。

多数の職員が定年を前に退職する現状の中で、住民サービスの低下、特に電話、窓口の対応を中心に臨時職員が増えても、その資質向上を願っていたところ、資格などの必要のないもともと低い賃金のいきなり10%カットが、斑鳩町の一般職の臨時職員等の取扱要綱の一部改正で2月2日に公布されている。臨時職員の大幅な賃金カットは許しがたいものがある。

部落解放同盟が主催する研修会に多数の職員の公費派遣を問題にしてきたが、19年度は大幅に縮小されたことは評価をする。

以上が反対の意見です。

次に、可決することに賛成の意見として、町財政で、町においては、所得税から個人住民税への税源移譲などによる増収が期待出来る状態となっているものの、地方交付税が交付税額の抑制などにより、引き続き減収となる。このため、財政調整基金や都市計画事業整備基金などの活用により、財源を捻出しなければならない厳しい状況にある。そのため、非常勤特別職の報酬や常勤特別職の給料の減額など、人件費の抑制や補助金の見直しなど財政改革に取り組まれている。予算案は、少子高齢化対策、(仮称)総合福祉会館建設への取り組み、JR法隆寺駅周辺整備をはじめとする都市基盤整備の推進に取り組まれ、また健康増進や環境対策などにも対応しながら予算を編成されている。予算審査特別委員会で各委員から様々な視点から述べられた厳しい意見を真摯に受け止められ、町政の発展に邁進されることを期待して賛成の意見とすると述べられました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については賛否の討論を必要とするとの申し出があり、討論を行いました。

まず、可決に反対の意見として、保険税の改定がされる議案の時に反対した経過がある。本予算は、その値上げとなる保険税により組まれており、国保税はそもそも構造的に問題があると考えている。財政基盤の弱い国保財政では、国が責任を果たし、被保険者の支払い能力に見合った国保税へと是正する必要があると共に、税制改正も打撃なら、昨年6月の医療制度改革での平成20年度からの後期高齢者医療制度により大きく変わ

ることがわかっていながら、さらなる保険税の改定が見込まれている時に、一般財源の投入もせずに現時点での改定された予算については納得出来ないと述べられました。

次に、可決することに賛成の意見として、国民健康保険の財政は、多額の累積赤字を抱え、その立て直しが急務であることから、昨年12月議会で国民健康保険税の税率改定を議決したところである。予算編成は、国保税による収入と保険給付による支出を十分考慮して作成されている。国民健康保険運営協議会で答申された意見を十分に考慮し、また収納率向上や医療費抑制に努力され、予算を執行されることをお願いして賛成の意見とすると述べられました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第12号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第14号 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算について、いずれも満場一致で可決すべきものと決しました。

以上が、本会議から予算審査特別委員会に付託された議案に対する審査の結果と概要であります。詳細については、会議録をご参照いただきますれば幸いです。お聞き苦しい点がありましたが、ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第2号については、満場一致で

可決いたされました。

続いて、議案第3号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第6号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第7号については、満場一致で

可決いたされました。

続いて、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、今回の予算審査をするに当たり、ここ数年における国からの交付税削減による町財政の逼迫や、また住民には各種控除の廃止による増税が国民健康保険税や介護保険料の値上げと重なり重くのしかかっている中で、いかにして地方自治体として住民の暮らしと福祉を守るのかという立場で予算編成がなされているかという点に着目して審査を行いました。

主な問題点としては、まず指定管理者制度についてですが、3件の契約がいずれも3年という形で示されていますが、この1年間で改善された点や今後の方針など十分な見直しが行なれないまま契約の更新を提出されており、当初議会がなぜ1年間に期間を変更したのか、その意向を理解されていない面が見受けられます。特に観光協会については、法人格を取る意向が示されましたが、監査委員からも指摘が多く、より慎重にチェック出来る体制が必要だと考えます。

次に、町営自転車駐車場では、使用料が運営費を大きく上回る形で、委託料99万8,000円減と、1時間当たりの単価が750円に下げられており、障害者自立支援法によって苦しめられている障害者の方に追い打ちをかける形となることから、非常に問題があると考えます。

次に、勤務評定対応給与システムの導入業務委託料が予算化されていますが、公正な客観性が確保出来なければ、執行すべきでないというふうに申し上げておきたいと思えます。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてですが、これまでも申し上げてきましたが、来年度においても610万3,000円の費用で発行見込みは36枚と、1枚16万9,528円の経費がかかっている計算となります。当初から言われていたパゴちゃんカードとの2本立ての運用は、見直しをするべきではないでしょうか。

次に、国が変える様々な制度については、後期高齢者医療制度などシステム変更についても多額の費用がかかり、町の持ち出しが増えるばかりです。制度改正に伴う費用負

担においても、国で責任を持っていただくようもっと声を上げるべきです。

また、後期高齢者医療制度については、広域連合の立ち上げの際に反対をさせていただいた経緯がありますが、県下全市町村による広域連合というのは、理解しがたく、構造的に間違っていると考えています。

次に、J R法隆寺駅周辺整備事業や総合福祉会館など多額の費用がかかる事業については、バリアフリー基本計画の策定や町が考えるまちづくりなどについて、町民との意見交流も含めた説明会を行うなど、町の説明責任を果たし、広く町民の皆さんに理解が得られるよう努めるべきです。

また、いかるがパークウェイについては、住民合意を基本とするよう申し上げておきます。

次に、人件費の問題については、定員適正化計画を大きく上回って多数の職員が定年を前に退職する中で、住民サービスの低下を招かないよう電話や窓口の対応を中心に、臨時職員が増えてもその資質向上が求められていましたが、突然賃金の10%カットやボーナスをカットするなど、既に2月2日に要綱を出されています。総務委員会や予算審査特別委員会でも意見がありましたが、非常に立場的に弱い臨時職員に対して有無を言わず大幅な賃金カットをするようなやり方は、認めるわけにはいきません。

次に、教育費では、これまでも申し上げてきましたが、「なかま」の本について、県と費用折半で生徒児童全員に配布するというやり方は理解が出来ません。ほかの副読本と同じような扱いをするべきではないでしょうか。

次に、全国一斉学力テストについて、保護者への説明をしないという考え方については疑問を感じます。個人情報保護条例の第7条、第8条を尊重し、本人や保護者に対して事前に説明を行うべきです。

また、次に、先日新聞報道があった件について、財政健全化ということで、住民にも職員にも痛みを押しつけておきながら、町長が公費で不透明な視察を行っていたことについては、非常に問題があると考えます。今回の予算編成の中でも、広域圏協議会負担金として121万1,000円が計上されていますが、王寺周辺広域市町村圏協議会の予算書を見ますと、その主な目的は研修となっており、今回発覚した事実から考えると、過去からそういったことが繰り返し行われてきたのではないかという不信感が拭い切れません。もっと団体の存在を明確にすると共に、今後については町からお金を出すことについても見直しをするべきではないでしょうか。

最後に、部落解放同盟が主催する研修会に公費で職員を多数派遣していた点については問題視してきましたが、来年度は大幅に縮小されており、評価させていただいております。

以上、様々な点について申し上げてきましたが、このほかにも、これまで懸案事項とされている問題や予算審査の過程で出された意見などについては誠意をもって対応していただきますよう要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

ただいまの反対討論者の指定管理者についてのご指摘には全く同感ですが、地方財政の状況を見ますと、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお、平成18年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は、平成18年度末には199兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くことに加えて、社会保障関係経費の自然増が見込まれているところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されております。

このような環境の中、本町の平成19年度一般会計予算案は、引き続き基金の取り崩しによって対応する厳しい状況ではありますが、職員総数の抑制、特別職及び教育長の給料の抑制、非常勤特別職の報酬の見直しや臨時職員賃金の見直しを中心とした内部管理経費の縮減、さらには団体運営補助金等の補助金の見直しなどを図りつつ、福祉・保健機能を一体とした（仮称）総合福社会館の建設、JR法隆寺駅周辺整備等の重要課題への対応をはじめ少子高齢社会への進展による社会保障に関する施策の維持向上、教育の充実や環境問題など第3次斑鳩町総合計画の着実な推進と、今、求められている行政課題に果敢に取り組まれてようとしていることは、評価出来るものと私は考えております。

最後に、予算審査特別委員会での各委員からの厳しい指摘や意見、そして定期監査結果報告で述べられた監査委員からの意見については、町長はじめ職員一人ひとりが真摯に受け止められ、また健全で安定的な財政基盤の確立を第一に考えて事務事業を進めていただくことを申し上げ、さらなる町政の発展を期待し、私の賛成意見といたします。

議員皆様方のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第8号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対するの議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、議案第9号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

もともと、前回の12月議会で、国保税の改正については反対をさせていただいた経緯があり、今回の予算については、その改正された保険税が組み込まれた予算になっていることから、問題だと考えています。

また、保険税については、介護納付金として繰り出しをしている部分が国保財政の大きな負担になっており、そのことが赤字の大きな要因になっているという構造上の問題があります。既に、来年度予算でも4,058万2,000円の持ち出しが必要という見込みです。

また、加入世帯の平均所得も128万8,000円と低く、全国レベルで見ると滞納になったり納付がおくれているのは、所得が100万円未満の世帯が多く、1997年には16%だったのが、2006年には19%と上がっています。国保財政の運営については、構造上の問題を解決すると共に、国が責任を果たし、被保険者の支払い能力に見合った国保税へと是正する必要があります。

さらに、今後、後期高齢者医療制度への移行に伴って国保税の改定が見込まれている時に、一般財源等の投入をせず、現時点で改定された予算については、理解を示すことは出来ません。

甚だ簡単ではございますが、以上をもちまして私の反対討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1

5番、中西議員。

○15番（中西和夫君） それでは、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

本町の国民健康保険は、ここ数年、国民健康保険税と保健給付の均衡が保たれていない現状が続き、多額の累積赤字を抱え、その立て直しが急務であることから、昨年の12月議会におきまして、国民健康保険税の税率改定を議決したところであります。

平成19年度の予算は、税率改定の議論の中でありましたように、赤字を出来る限り増やさないための措置を講じていくという視点に立って、予算の過半を占めています国民健康保険税による収入と療養給付費による支出を十分に考慮する中で作成されたものであり、単年度での赤字額も一定の改善が図られているものと考えております。

しかし、国民健康保険には、高齢者や退職者が多く加入をしており、その財政的な基盤は脆弱であることから、今後も赤字額の増加は予想されますし、また長年にわたって累積した赤字が解消されていくわけでもありません。町におかまれましたは、その事業を十分に確認された上で、税率改定に当たって下されました国民健康保険運営協議会の答申を十分に尊重され、収納率のさらなる向上や保健事業の積極的实施などによる医療費の抑制に最大限努力されるよう求めますと共に、財政立て直しのためのあらゆる方策を研究していただきますことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様方のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第9号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第10号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第14号 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第15号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第15号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第16号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてをお諮りいたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託され、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定されましたが、小野議員ほか1名から、お手元に配付いたしました修正の動機が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議案第16号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての一部修正について提案説明をさせていただきます。

指定管理者制度導入については、制度そのものの議論不足のまま昨年3月に指定管理者の指定がなされたことは、否定出来ない事実であります。このことから、当初指定の期間を4年と予定されていましたが、この議論不足を補てんする目的で、その期間を1年として提案されたことは、議員皆様も熟知され、納得出来ることであり、昨年満場一致で温かく観光協会を見守ってきました。そして、その1年間が経過し、指定管理者としての改善点も何の報告もなされないまま、「指定管理者として特に問題もなく、指定期間を3年間としたい」と提案されております。このことは、昨年4年間を1年間と短縮して提案された趣旨を全く理解されていないし、議会軽視と言わざるを得ません。

また、町の監査委員も、財政援助団体等監査結果報告書で、今の観光協会では、町の指定管理者としてふさわしくないのではと指摘され、早急な改善を求めておられます。町は、常に監査委員のご意見を真摯に受け止め行政に反映していると述べておりますが、それならば決して指定期間を今3カ年と延長する提案は出来ないはずで、監査委員のご意見を全く理解出来ていないのか、無視していると指摘せざるを得ません。

この未熟な認識から、本定例会初日にも観光協会への質疑が集中し、予算審査特別委員会でも厳しい指摘がなされております。

監査委員も、観光協会への指摘が理解されず、その指定管理者としての改善を促すための期間である1年間を、観光協会の職員が意欲をなくするとの全く無意味な理由で3年間と提案されたことには、驚きと残念に感じられていると私は思っております。ただ、監査委員としては議決権はありませんので、私は付託を受けた建設水道常任委員会で、議会の議決機関としての自覚と監査委員のご意見をしっかりと受け止め、さらに観光協会が指定管理者として立派に成長されることを願って、今回と同様に、指定の期間1年

間の修正動議を提出いたしました。結果は、先ほど委員長報告のとおり、修正案は1対2の僅差で否決されました。

その後、同様の議案が付託された総務常任委員会を傍聴し、その場での活発な議論が交わされ、指定管理者制度そのものにも鋭く言及され、特に観光協会にも及んでの議論には、私は、建設水道常任委員会では全く審議不十分であったと反省いたしております。

斑鳩町議会では、本会議での修正動議が提出されたのは、平成8年12月議会の斑鳩町火葬場設置及び管理に関する条例について以来かなあと思っております。その時の提出者の松田議員の説明を引用させていただきます。

「議会は、いわゆる町村長の執行機関に対して、その町村の意思決定機関として存在しており、町村長が提案した案件に対してその可否を表明することが、議会の最も重要な使命であり職務であると考えております。と同時に、行政の長と議会との関係は、対立の原理を基本にしながら、相互の抑制と均衡によって、いずれかの独善専制を防止する体制がとられているということでもあります。

そうしたことから、改めて私は、議会の、あるいは議員としての本分、使命というものを考え、行政の執行を高めていくためにどうあるべきかということのためにも、ぜひともこの際理事者側の猛省を促したいように考えます。そしてまた、議会として、こうした安易な取り組みに対する行政側に対して警鐘を発することが今最も求められているのではないかと。こうした立場に立って、やむにやまれない気持ちから今回の修正案を提出することにいたしました」。

私は、この会議録を読み直し、感動し、議会人としての自覚を改めて認識し、純粹にこのような思いから修正動議を提出したことを議員の皆様へ訴え、ご賛同いただきますように再度お願いして、私の提案に対する趣旨説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） ただいま議題となっています事案について、私は要望、意見を申し述べたいというふうに思います。

特に、この指定管理者制度の問題については、ただいま採択を決定されました議案第15号、あるいはただいま議題になっています16号、さらに次に予定をされています17号、共に相関連をする問題だというふうに私は理解をいたしております。したがっ

て、議会における採択などの取り扱いの関係についてはそれぞれに個別に行われてい
ますけれども、議論としては総合関連を持って議論させていただかなければ、真の意味合
いがないのではないかというふうにも考えますので、そういった点について若干ふれる
ことがありますので、そのことをお認めをいただいておりますというふうにするわけ
あります。

色々議論がありましたように、総務常任委員会としては、本会議から付託を受けまし
た議案第15号の斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について原案を可決する
ものとしたしましたが、委員長報告にもありましたとおり、平成18年度の指定管理者
制度の適用についての効果的、効率的な運用目的についての評価をし、その報告を平成
19年6月定例議会に行うように町側に要望を付すことにいたして、原案どおり可決を
いたしているところであります。

今、審査をいたしております、議題になっております議題などを見ましても、総務常
任委員会などが審議いたしました審議経過など、あるいは財政援助団体等の監査を今回
行わせていただいて、特にその対象がいみじくも観光協会に関する監査でございました。
その監査の結果報告につきましては、既に3月議会の初日に代表監査委員から具体的に
報告をしているとおり、いわゆる指定管理者制度についても言及をしながら意見を述べ
ております。

そうした立場から、極めて注目をしながら審査を付託いたしました建設水道常任委員
会の審査の結果についての委員長報告を、注目をしながら拝聴いたしておりました。私
は、その結果、委員長報告が、議案第16号、あるいは17号共に、原案どおり可決す
べきものというふうに決定したということでもあります。その過程において色々議論があ
って、採決の結果そういうふうになったというふうには報告を受けているところであり
ます。

私は、本会議から付託を受けて審査をいただいた委員会が一定の結論を出されたとい
うことについて、いわゆる尊重をする立場をとりたいというふうには思っているところ
であります。ただ、監査委員として、意見書の提出などをさせていただいた立場から申し
上げますならば、結果報告書にも言っていますように、「斑鳩町観光協会の業務は、法
隆寺iセンター管理業務、観光自動車駐車場管理業務、及び観光協会補助金事業等に分
かれている」ということを明記をいたしております。このうちの2つの、法隆寺iセンタ
ー管理業務、あるいは観光自動車駐車場管理業務は、いわゆる指定管理者制度は適用を

しているわけでありますが、最も我々が注目をしなければならないのは、本来観光協会補助金事業に重点を置いて、しかもそのことの評価の仕方によって、斑鳩町の観光行政のあり方が明確に問われてくることになるのではないかと。そのことが斑鳩町の特徴を示し、斑鳩町の観光客のみではなくて、歴史と文化に誇りを持つ斑鳩町民としてどのように情報を喚起をし、あるいは誇りを喚起をしていくか。どういう認識を持って斑鳩町住民としての誇りを維持していくか、あるいは啓発していくかということが重要な任務でなかろうかというふうに思います。ところが、現在の斑鳩町の観光協会にこのことを委嘱をしておきながら、書いてある目的その他の関係の文書を見ますと、観光客を主体に置いた施策のみが強調されています。そこに在住をする住民等についての意識啓発という関係については、全くふれていません。

こうした立場から、今回極めて注目をし、その活用のあり方について期待をいたしておりましたJRの法隆寺駅における観光案内所の取り扱いについても、今なお具体的にその対応措置を我々に示すということが出来ない。もしこのことが具体的に、観光客のみを相手ではなくて、特に乗降する斑鳩町住民並びに近郷の住民に強く斑鳩町のよさと、あるいは歴史的文化的の誇り高い斑鳩町としての事業展開をするならば、もう少し斑鳩町自身の歴史と名誉というものが、町民全体の総意によって盛り上がってくるのではないかと、こういうふうに思います。

ところが、その分野については、指定管理者の制度を適用せずに、最も形式的に扱われやすい駐車場会計とiセンターの管理運営にとどまっているということによって、何が一体変わるのかというと、何も一切変わってこないという現実。

それから、駐車場の関係などについて、本当に3年間を有効とするのかどうかということにも、色々検討の余地があるというふうに私は思います。さらに、iセンターの関係につきましても、土地は町が所有をしておりますけれど、建物等についてはすべて県の管理ということになっています。管理運営だけが任されているという状況の中で、町がさらに観光協会にその管理運営を委嘱をしていると。いわば又貸しのような形になっている状況もあるわけでありまして、これは、管理運営の仕方については、まさに管理運営のみであって、観光振興に役立てていくための、事業の遂行をするための拠点となり得ていないというように私は思います。このことを明確に一つのものにしていくという観光協会でありながら、業務の内容そのものは二分した状態になって管理運営が行われているというところに最大の私は欠陥があるのではないかとこのように思います。

す。より効率的、能率的にしていかなければならんということで求めているのは、駐車場の運営ではなくて、iセンターの運営ではなくて、むしろ町が補助をしている、委嘱をしている、委託をしている観光協会の事業そのもののあり方が、斑鳩町の伝統を、より学びより栄えより立派にしていくという形のものであるはずでありますけれども、そこにメスを入れようとしないうところに最大の欠点があるように思われます。したがって、そういったことについて、十分に議論をされているのかということ、やや議論が不足をしているように思われるところがあります。

したがって、私は、今ここでその非難を、取り組みの弱さというものを指摘をしながらも、またそのことによって行政側を責めるのではなく、むしろそのことに改善の意欲を示していただき、どういう方向によってそれを改善することが出来るのかということに視点を置きながら十分検討をしてもらいたい。そのことによって、斑鳩町の存在と斑鳩町の財政の基盤の確立という方向にぜひとも持って行ってもらいたいということを心から願っているものであります。

そういう立場から、文化振興センターと同じように、総務委員会が結論を出しましたように、少なくとも4年間で1年間の契約としたという経緯を十分に踏まえ、そして今回その任期が足りないからということで3年にしているとするならば、この1年間の総括というものを具体的にさせていただいて、今、具体的に申しあげましたような内容についても十分精査をし、今後どう改めていくべきかということについての指針を明確にする中において、町の観光行政というものは充実していくんだらうというふうに考えますし、またそういう実現をするためにも、十分18年度の実態というものを把握をしながら、方針を明確にするという意味合いで、6月議会でその考え方を示してもらいたい、そのことが望ましいということ強く訴えておきたいというふうに思うわけであります。

特にこのことについて、今直ちに理事者側の答弁を求めようとするものではありません。十分に今申しあげましたような関係について検討をし熟慮をする中で、具体的な現行における弱さと、さらに今後における対応の仕方について、明確にやっぱり議会にも示していく、住民の協力を得るという立場に立って、6月議会におきましては、総務委員会と同じようにこれらの関係の事案につきましても提起をされることを強く期待をし、意見として申し述べさせていただきたいということを追って申し上げたいと思います。

以上をもって私は、議案第16号ないし議案第17号についての採決の際にとるべき態度を明確にしてまいりたい、このように考えます。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これで質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の議員の意見を求めます。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 斑鳩町観光協会においては、指定管理者として問題もなく運営に努力されており、このことから、引き続き斑鳩町観光協会を指定することについては妥当と考えます。

指定期間ではありますが、今後において、指定管理者が意欲を持って効率的で効果的な運営を行うためには、指定期間を複数年にする必要があるものと考えています。条例には、毎年度終了後に事業報告の提出を求めるなど指定の取り消しも視野に入れた内容となっており、複数年の指定期間中における監視も十分出来るものと考えるところであります。

また、指定管理者が運営管理を行うに伴い、計画を立て、執行をし、結果を分析検討を行い、それを反映していくためには、提案にあります指定期間3年とすることが効果的により、よりよい運営管理が期待出来、妥当な指定期間と考えるところであります。

なお、斑鳩町観光協会には、今年度の財政援助団体等監査結果におきまして、概ね適正に処理されていると認められておりますが、改善すべき点も指摘されており、現在改善に向け取り組んでいると聞いております。

また、観光協会には、監査委員が提言されている、計画、執行、統制、分析などの管理の循環過程にそれらを反映させ、これまで以上により効果的な運営が図れるよう努力するよう意見を申し上げます。

また、指定管理者による管理運営の実態を把握し、これをチェック、評価し、その結果を管理運営に反映されることを願ひまして、議案第16号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての原案賛成意見といたします。各議員の皆様には、ご賛同していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 次に、修正案に賛成の議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第16号につきまして、修正することに賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この間に、提案者、そしてまた質疑の時のご意見、そしてまた原案に賛成の方の意見などを聞くにつれ、本当に議員それぞれの見方、考え方は色々であるということを再認

識をさせていただきました。そして、さらに、この指定管理者制度が導入されます時に、議会の議決が必要である案件とされたことを私自身は重く受け止め、この指定管理者制度についてどのようにあるべきかということ、今回改めてまして昨年と同様研究をさせていただきました。

まず、一番気になりましたのは、1年前に議会で初めて指定管理者制度が導入される時に相当な議論があった、この相当な議論を経て1年というふうにしたにもかかわらず、町は簡単に3年として提案されてきた。1年たてば既成事実かのように取り扱われている点について、とても私は心外をしております。

そして、議会の議決を必要とされている案件だからこそ、議会が1年と言ったのだから、その1年間の経過についてやはり町は説明責任があるというふうに私は考えていたところ、建設水道常任委員会や総務常任委員会での経過も見る中で、なかなかそういう視点をきちんと町が持っていないのではないかというふうに、私自身も懸念をいたしました。

そして、今回提案されてます3年、この3年の意味は、全国的な平均的な数字である3年というふうなことも説明の中で言われたり、そういうところも非常に、先ほどから申し上げているように、町の方は議会の色んな議論を受け止めていただけてないのではないかな。

それと、もう1点、特にこの観光協会に関しましての議案について私が修正を求めたかったのは、財政援助団体の監査をしていただきました監査委員さんの結果報告を見させていただく中で、最も気になりましたのが、法人格をとっていない観光協会、この任意の団体が公金で補助金を受け、その補助金で補助金を出すという、このことについてはやはり問題があるという指摘をされています。そして、そのことの中で、19年度で法人格を取っていきたいとおっしゃっておられます。法人格を取っていただくのを見定める役割を、私たち議会は責務を持っているのではないかな。そのことをやはり議会としてきちっとチェックをさせていただくべきではないかな。それが、この指定管理者制度が導入される時に、議会のチェック機能を果たすように制度がつくられている最も重要な問題ではないかなというふうに私は考えております。

そして、会計処理についても言及をされておられました。法人格の問題、そしてそれに見合う会計処理、これらについてこの1年間でどのように改善をしていただけたのかきちっと見定めた上で、それらを確認した上でその次の契約期間を検討するというのが

筋ではないかというふうに私は考えています。

私たち議員は、住民の皆さんの代表として、町行政が行うことをチェックしていかなければならない機関として大変大きな責務を持っています。新しい制度です。指定管理者制度についても、制度そのものの問題点、これらも今後さらに研究をしながら慎重に進めていかなければならない問題であるという認識を持つがゆえに、この修正案に対して私は賛成の立場から意見を申し上げさせていただきました。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

議案第16号について採決をいたします。

初めに、本案について、小野議員ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案について賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第16号は、賛成多数で原案どおり可決されました。

続いて、議案第17号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてお諮りいたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託され、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定されましたが、小野議員ほか1名からお手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議案第17号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についての一部修正について提案説明させていただきます。

先ほどの議案第16号と全く同じ意見でありますので、その説明は省略いたしますが、その提案説明の後、松田議員からしっかりとした意見を述べていただきました。このことにつきまして私は感謝をいたしておりますが、このことがまさしく、先ほど私が建設水道常任委員会での審議不十分であったという反省からあえてこのように提出してきた

と、そのことに対する私は議員としての資質をあらわされた意見であると、そのように感じておりましたが、採決では、この修正案に対して反対ということでもありますので、全く私はそのことについては理解出来ません。あのようによりしっかりと行政に対して付帯決議に近いことを要請していただけるんだったら、私のこの修正案に対して賛同していただきたかった、そのように思っております。そのことを申し上げて私の提案説明いたします。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これで質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の議員の意見を求めます。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 斑鳩の里観光案内所の指定管理者として斑鳩町観光協会を指定することについて、原案に賛成の意見を述べさせていただきます。

斑鳩町観光協会には、斑鳩の里観光案内所の指定管理者として問題なく努力され運営されてきています。また、観光案内を主要業務とする斑鳩の里観光案内所の指定管理者として適任と考え、引き続き斑鳩町観光協会を指定することについて妥当だと考えます。

次に、指定期間ではありますが、先ほど斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の賛成意見の中でも申しましたが、今後において指定管理者が意欲を持って効率的、効果的な運営及びより質の高いサービス提供を行うため、指定期間を複数年にする必要があると考えるところであります。条例により、毎年度終了後事業報告の提出を求めるなど、指定の取り消しも視野に入れた内容になっております。このことから、複数年の指定期間中における監視も十分出来るものと考えるところであり、提案にあります指定期間を3年とすることにつきましても、指定管理者が計画を立てて執行し、分析、検討を行い、それを反映していくサイクルとして妥当な指定管理期間と考えます。

なお、斑鳩の里観光案内所につきましても、先ほど申しましたように、斑鳩町観光協会が監査の結果による改善を早急に行い、指定管理者による管理運営の実態を把握し、これをチェック、評価し、その結果を管理運営に反映されることが、今後ともよりよい質の高いサービスの提供が出来るものと考えますので、なお一層の努力をするよう意見を申し上げまして、議案第17号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についての原案賛成意見とします。各議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、修正案に賛成の議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第17号につきまして、修正に賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほど16号の時に申し述べました意見が大方の要素でございますが、あとそれに付け加えまして、今、さらにこの原案を可決することに賛成の方の提案討論などをお聞きしております。条例で報告することを定められていると、だから大丈夫なんだというふうにおっしゃっておられたのですが、私たちは、議会として報告はしていただけないと。ただ、担当課へ行けば見にいけるというような状況のままになっているのではないかと。きちっとしたそういう書式がとられていないのではないかと。文化振興財団については、議会の議案書と共に財団の報告書はいただいておりますけれども、観光協会の報告については、報告書という形ではいただけないということについて、これらの問題についての整理を今後どのようにしていくべきなのかということも、私自身は懸念をしているところであるということをお願いしたいと思います。

そして、さらに、この斑鳩の里観光案内所というのは、斑鳩の顔になります。単独町制を選択した斑鳩町では、この観光行政、世界文化遺産をどのように生かしていくのか。先ほど松田議員が述べられましたように、非常に今斑鳩町に高い理念が求められているものであるというふうに考えております。そのことも考えあわせまして、先ほどと同様の理由から、この指定管理者制度の委託先については、これで私は結構ですと申し上げているわけです。ただし、チェックをさせていただきたいので、期間を1年ということにしたいということでご意見を述べさせていただきますので、その点について議員皆様方にはぜひご理解をいただきたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

議案第17号について採決をいたします。

初めに、本案について、小野議員ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案について賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第17号は、賛成多数で原案ど

おり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付をいたしております追加日程1、陳情書の取下げについて、追加日程2、発議第1号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程3、発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程4、発議第3号 斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則について、追加日程5、発議第4号 斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱について、追加日程6、発議第5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、陳情書の取下げについて、追加日程2、発議第1号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程3、発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程4、発議第3号 斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則について、追加日程5、発議第4号 斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱について、追加日程6、発議第5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを日程に追加し、審議することと決しました。

それでは、追加日程1、陳情書の取下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情書の取下げについては、質疑、討論を省略し、陳情書の取下げを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。陳情書の取下げについては、満場一致で承認いたされました。

続いてお諮りいたします。ただいま追加日程となりました発議第1号から発議第5号までの5議案については一括議題といたしたいが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。発議第1号から発議第5号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) それでは、発議第1号から発議第5号までのそれぞれ議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

最初に議案書を朗読いたします。

発議第1号

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条及び斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月23日提出

議会議員

小野隆雄

里川宜志子

松田正

浦野圭司

中西和夫

発議第2号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第112条及び斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月23日提出

議会議員

小野隆雄

里川宜志子

松田正

浦野圭司

中西和夫

発議第3号

斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則について
標記について、地方自治法第112条及び斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定
により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月23日提出

議会議員

小野 隆 雄

里 川 宜志子

松 田 正

浦 野 圭 司

中 西 和 夫

発議第4号

斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱について
標記について、地方自治法第112条及び斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定
により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月23日提出

議会議員

小野 隆 雄

里 川 宜志子

松 田 正

浦 野 圭 司

中 西 和 夫

発議第5号

斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する
要綱の一部を改正する要綱について
標記について、地方自治法第112条及び斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定
により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月23日提出

議会議員

小野 隆 雄

里 川 宜志子

松 田 正

浦 野 圭 司

中 西 和 夫

議会制度の充実に関する事項について、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成18年11月24日に施行されましたが、当町議会におきましては、昨年の5月に現議長から、町議会の財政健全化と議員定数について議会運営委員会において検討をされたいとの諮問を受けて、今日まで慎重に議論を重ねてきたところであります。

今回の地方自治法の一部を改正する法律では、議会の自主性、自立性の拡大と、議会の活性化を図られるよう全国議長会において長年法改正を訴えてきていただいたものが、その一部ではありますがようやく認められたものであり、常任委員会における複数所属制限撤廃の改正等が盛り込まれております。

当町議会におきましては、そうした地方自治法の改正趣旨に沿って、積極的に複数常任委員会制を導入することについて、全議員の了承のもとに、具体的検討に入り、今回議員発議として提案させていただくに至ったところであります。

複数常任委員会制を導入するに当たりましては、各議員から賜ってまいりました貴重なご意見等を検討、整理させていただいたものであります。また、議会内部にかかわる規則、要綱等の見直しにつきましても並行して検討を進めてきたところであり、規則、要綱等の改正についても、この機会にあわせて見直し、改善を行ったものであります。

それでは、発議第1号から発議第5号につきまして、要旨の朗読をもって提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例（要旨）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）のうち議会制度の充実に関する事項について、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成18年政令第360号）が公布され、平成18年11月24日に施行されたことにより、議会の自主性・自立性が拡大し、議会の活性化を図る観点から、常任委員の所属制限も撤廃されております。当町議会においても、地方自治法の改正趣旨に沿って、複数常任委員会制を導入することとし、本条例の改正を行うものであります。

まず、第2条関係（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）におきましては、現行3委員会を5委員会とし、所管事項を追加し、各委員定数を改正することといたしました。

第3条関係、常任委員の任期につきましては、委員会機能の専門性を発揮出来るよう、委員任期を1年から2年に変更いたしました。

第4条の2関係（議会運営委員会の設置）

委員定数を7名から6名に変更いたしました。

第7条関係（委員の選任）

任期途中での辞任に対し、ただし書きで、閉会中においては議長が委員を指名出来ることとし、所属変更においても、閉会中においては議長が委員を変更が出来ることといたしました。

第12条関係（委員長及び副委員長、委員の辞任）

議会運営委員会委員及び特別委員を委員に改め、ただし書きで、閉会中においても議長の許可により辞任できることといたしました。

続きまして、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（要旨）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）のうち、議会制度の充実に関する事項について、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成18年政令第360号）が公布され、平成18年11月24日に施行されたことに伴い、本規則の改正を行うものであります。

第39条関係（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

地方自治法の一部改正により、委員会による議案提出が出来るようになったことにより、委員会付託の取り扱いについて追加規定をいたしました。

第73条関係（所管事務調査）

地方自治法第109条の2の改正により、閉会中においては、議長が条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することが出来ることとしたことから条項の整理を行うものであります。

第101条（資格決定の審査）及び第111条（懲罰の審査）

これにつきましては、第39条の改正により条項整理を行うものであります。

続きまして、斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則（要旨）

定例会開催月を繰り上げ、または翌月に繰り下げて招集することが出来ることを、規則において明文化するものであります。

次に、斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱（要旨）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が公布され、議会制度

の充実に関し複数常任委員会制を導入することが可能となったことから、現行特別委員会を常任委員会として広報発行運営の充実を期するために所要の改正を行うものであります。

第3条関係（委員会の設置）

広報発行対策特別委員会を広報発行常任委員会に改正することとしたこと。委員定数を6名から、総務常任委員会、厚生常任委員会、建設水道常任委員会及び予算常任委員会の各委員長と議長の5名に改正することといたしました。委員任期を他の常任委員会と同様に1年から2年に改正することもいたしております。

最後に、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱（要旨）

議会内部における財政健全化の取り組みとして、議員先進地視察の日程を2泊3日から、議会における財政健全化の取り組みの中、現行実施どおりの1泊2日を限度とすることを明確にするものであります。

以上で提案とさせていただきますが、議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 順にお諮りいたします。

発議第1号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いてお諮りいたします。発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第2号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いてお諮りいたします。発議第3号 斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第3号については、満場一致を

もって可決いたされました。

続いてお諮りいたします。発議第4号 斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって発議第4号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いてお諮りいたします。発議第5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって発議第5号については、満場一致をもって可決いたされました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、2番、松田議員より発言の申し出をお受けいたしておりますので、許可をいたしたいと思います。2番、松田議員。

○2番(松田 正君) 議長の許可を得て、私の議員生活についての態度表明をさせていただきたいと思います。

今年、町制施行60年という節目の年を迎え、さらに私の議員生活も30年を経過をすることになりました。さらに、3月25日、明後日には、私の78歳の誕生日を迎えることになりましたことなどを考慮をいたしまして、4月に実施をされます町会議員の選挙には、立候補をせずに町会議員を引退することにいたしましたので、ここにご報告を申し上げご承知を願いたいと思います。

以上であります。

○議長(中川靖広君) 長年ご苦労さまでした。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成19年第1回町議会定例会の閉会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本定例会には、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをはじめ、平成19年度一般会計予算、各特別会計当初予算など29議案を提出いたしましたところ、

議員皆様には、去る3月2日から本日までの22日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

特に、さきの定例監査報告及び本会議並びに各委員会におきまして賜りましたご意見、指摘事項につきましては、真摯に受け止め、今後の行政運営を進めてまいります中で十分配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

平成19年度予算につきましては、本町の財政事情はなお厳しい財政状況のもと、いかなる厳しい状況においても、財政の健全化と行政改革に努め、行政の責務である住民ニーズを的確に受け止め、より効率的で即効性が図れる事業選択を行った上、「人にやさしいまち・斑鳩」の実現に向け、第3次斑鳩町総合計画に沿って予算編成を行ったところです。これらの諸施策の推進に当たっては、議員皆様方のご意見等を十分お伺いしながら、「一人ひとりが創り出すまち・歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員と共に心と力を合わせ一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、この定例会は、議員皆様方にとりまして任期最後の議会であります。この4年間、町行政の執行につきまして、温かいご支援、ご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。特に、堯川議員、松田議員、浅井議員におかれましては、今期で町議会をご勇退されることになり、長きにわたる議員活動等に敬意を表しますと共に、今日までの町行政発展にご尽力を賜りましたことについて、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

今後は、議員皆様方におかれましては、今期限りで勇退される方、また引き続き議員を目指される方もおられますが、それぞれのお立場でご活躍をしていただきますようお祈り申し上げます。

3月半ばも過ぎ日一日と暖かくなってまいりましたが、まだ肌寒い日があるようで、議員の皆様にはくれぐれもお体をご自愛くださいますようご祈念申し上げ、お礼方々本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 平成19年第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月2日の開会以来本日までの22日間の会期中、議員皆様には、終始熱心にかつ精力的にご審議を賜り、ここに厚くお礼を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成19年度の一般会計予算、各特別会計予算、水道事業会計予算等、これからの町行政にとって重要な案件を審議してまいりました。私たち議員も、4月29日の任期満了を控えての最終の議会となります。まことに感銘深いものがございました。理事者の皆さん方には、常に誠心誠意をもって説明、ご答弁を賜り、おかげさまをもちまして議事運営も円滑に進行し、本日無事終了することが出来、議長として心から厚くお礼を申し上げます。

町におかれましては、本日議決されました条例や各予算の執行に当たりまして、各議員から述べられました意見等を十分踏まえ、真に住民の負託にこたえていただきますと共に、町政発展のために一層のご尽力を期待いたします。

平成15年からの4年間、議員任期中は、熱心に審議を行う中で、つつい厳しい態度で激しい議論を闘わせ、理事者の皆様方には、憤慨されたことも多々あったことと存じます。平成16年の7町合併の住民投票に至る審議の中においては、議員同士、また理事者の方々とも色々と議論もさせていただいてまいりました。これも住民のため、ひいてはこれからの斑鳩町発展のためにと頑張ってきたものであり、それらは十分にご理解を賜りたいと思います。

また、議員の皆様には、今限りをもって町議会から引退を表明されておられる方も、引き続き議員を目指される方もおられます。それぞれ目指される方向は違いますが、斑鳩町発展のために今後とも変わらぬご支援、ご協力をよろしく願いたいと思います。

議長在任中は、不行き届きの点多々ありましたにもかかわらず、議員皆様、また町理事者の皆様方には、一方ならないご指導、ご鞭撻を賜り、おかげさまをもちまして議長の重責を果たすことが出来ました。高席からではございますが、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりましたが、議員皆様、理事者の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

以上をもちまして、平成19年第1回斑鳩町議会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後1時23分 閉会)